



弁護士

新澤 純
(にいざわじゅん)

〈出身大学〉
京都大学法学部
京都大学法科大学院

〈経歴〉
2016年12月
最高裁判所司法研修所修了
(69期)
大阪弁護士会登録
弁護士法人中央総合法律
事務所入所(大阪事務所)

〈取扱業務〉
民事法務、商事法務、
会社法務、家事相続法務

「消滅時効」に関する民法改正の留意点

弁護士 新澤 純

1 はじめに

「消滅時効」に関する民法改正の重要な留意点としては、①債権の消滅時効における時効期間と起算点、②時効の完成猶予及び更新、③協議合意による時効の完成猶予、の3点です。以下、これらを敷衍しつつ、実務への影響等を概観します。

2 債権の消滅時効における原則的な時効期間と起算点

(債権等の消滅時効)

第166条

1 債権は、次に掲げる場合には、時効によって消滅する。

- (1) 債権者が権利を行使することができることを知った時から5年間行使しないとき。
- (2) 権利を行使することができる時から10年間行使しないとき。

2 (略)

3 (略)

(1) 改正の趣旨

改正民法166条1項は、債権者が権利を行使できることを知った時(主観的起算点)から5年が経過したときか、権利を行使できる時(客観的起算点)から10年が経過したときに、債権が時効によって消滅する旨を定めています。

主観的起算点から5年の時効期間を認める点が現行民法との相違点です。

また、職業別の短期消滅時効(現行民法170条から174条)については、前近代的な制度に由来するものであり現代では合理性に疑問があることや、債権の発生原因に応じて時効期間が変わる制度では個々の債権に適用される時効期間が分かりにくいなどの理由から廃止されました。

さらに、本改正に伴い、商事消滅時効を5年とする現行商法522条の規定も削除されます。

(2) 実務への影響

契約に基づく債権などの取引上の債権の場合、通常は契約締結の時点で債権者が権利を行使することができることを知るため、客観的起算点と主観的起算点が一致し、原則的な時効期間は債務の履行期から5年となります。これは、商事債権については現行商法による結論と同じですが、民事債権については現行民法による10年から短縮されることとなります。

これにより、例えば、商人に当たらないとされる信用金庫や信用組合作る当事者とする債権債務については、従前10年であった時効期間が5年に短縮されます。ただし、株式会社等を他方当事者とする場合は、これまで商事消滅時効が適用されていたため、5年のまま変更はありません。

実務上は、必要に応じて、時効管理の変更の要否を検討する必要が生じると考えられます。

3 時効の完成猶予及び更新

(裁判上の請求等による時効の完成猶予及び更新) 第147条

1 次に掲げる事由がある場合には、その事由が終了する(確定判決又は確定判決と同一の効力を有するものによって権利が確定することなくその事由が終了した場合にあっては、その終了の時から6箇月を経過する)までの間は、時効は、完成しない。

(1) 裁判上の請求

(2) 支払督促

(3) 民事訴訟法第275条第1項の和解又は民事調停法(昭和26年法律第222号)若しくは家事事件手続法(平成23年法律第52号)による調停

(4) 破産手続参加、再生手続参加又は更生手続参加

2 前項の場合において、確定判決又は確定判決と同一の効力を有するものによって権利が確定したときは、時効は、同項各号に掲げる事由が終了した時から新たにその進行を始める。

(1) 改正の趣旨

現行民法では、時効の中断事由に関して、例えば、請求(現行民法147条1号)や差押え(同条2号)については、訴え提起等の手続の申立て等によって時効が中断された後、その手続が途中で終了した場合には、遡って中断の効力が生じないとされるなど、複雑で分かりにくいという指摘がありました。

また、判例上認められている裁判上の催告(最判昭和45年9月10日民集24巻10号1389頁)が法文からは読み取れず、その範囲も不明確であるという問題がありました。

さらに、時効の中断という名称についても、一時的に時効の進行がとどまることを意味するとの誤解を生じやすく、適切な用語に改める必要があるとの指摘がなされてきました。

そこで、改正民法は、語感と語義を合わせるといふ趣旨で、時効の「停止」と時効の「中断」を、それぞれ時効の「完成猶予」と時効の「更新」という言葉に変更しました。

また、本条項では、裁判上の催告に関する判例法理を明文化し、その完成が猶予される期間を6か月間とするとともに、解釈上不明確であった適用範囲を明確にしました。

(2) その他

紙面の関係で省略せざるを得ませんが、以上の改正民法147条に加えて、改正民法148条(強制執行等による時効の完成猶予及び更新)、改正民法149条(仮差押え等による時効の完成猶予)等においても、時効の完成猶予と時効の更新への再構成に伴い、一定の整理が行われていることに留意が必要です。

4 協議合意による時効の完成猶予

(協議を行う旨の合意による時効の完成猶予)

第151条

- 1 権利についての協議を行う旨の合意が書面でされたときは、次に掲げる時のいずれか早い時までの間は、時効は、完成しない。
 - (1) その合意があった時から1年を経過した時
 - (2) その合意において当事者が協議を行う期間(1年に満たないものに限る。)を定めたときは、その期間を経過した時
 - (3) 当事者の一方が相手方に対して協議の続行を拒絶する旨の通知が書面でされたときは、その通知の時から6箇月を経過した時
- 2 前項の規定により時効の完成が猶予されている間にされた再度の同項の合意は、同項の規定による事項の完成猶予の効力を有する。ただし、その効力は、時効の完成が猶予されなかったとすれば時効が完成すべき時から通じて5年を超えることができない。
- 3 催告によって時効の完成が猶予されている間にされた第1項の合意は、同項の規定による時効の完成猶予の効力を有しない。同項の規定により時効の完成が猶予されている間にされた催告についても、同様とする。
- 4 (略)
- 5 (略)

(1)改正の趣旨

従来、債務者が債務の存在を承認しているわけではないが債権者との間で協議を行う意思はあるというケースでも、時効期間の満了間際に、時効中断のため訴訟提起を行わざるを得ない事態が生じることがありました。

本条項は、このような無用な訴訟提起の負担を減らす狙いから協議合意に時効の完成猶予の効果を認めるものであり、一定程度、訴訟提起の負担の軽減につながり得ると考えられます。

(2)実務への影響

改正民法によって、消滅時効期間が短縮されるものもある中で、本条項は、時効の完成猶予事由として、訴訟提起等を回避しつつ交渉による和解的解決を図ることを目的に広く活用されることが期待されています。

もっとも、債権者と債務者が交渉を始める時点で時効が間際に迫っている状態のなかで、書面による協議の合意が必要となることから、紛争性が大きく、債権者がこれを強く争う事案等においては、書面を取り交わすこと自体も困難となるため、債権者としては、引き続き、予備的に時効完成を止めるための訴訟提起の準備は必要になるものと考えられます。

5 不法行為による損害賠償請求権の消滅時効

(不法行為による損害賠償請求権の消滅時効)

第724条

不法行為による損害賠償の請求権は、次に掲げる場合には、時効によって消滅する。

- (1) 被害者又はその法定代理人が損害及び加害者を知った時から3年間行使しないとき。
- (2) 不法行為の時から20年間行使しないとき。

(1)改正の趣旨

現行民法の下では、現行民法724条後段の期間制限の性質について除斥期間を定めたものとされていたところ(最判平成元年12月21日民集43巻12号2209頁)、これによれば、被害者の側に権利行使をする上で困難な場合があっても、損害賠償請求権が消滅することになり、著しく正義・公平の理念に反する場合もあるという問題がありました。そこで、改正民法724条柱書によって、20年の期間制限も消滅時効であることを明記することにより、被害者保護が図られることになりました。

(2)実務への影響

これにより、不法行為時から20年の間であれば、本条1号の

時効期間が満了しない限り、時効の更新や完成猶予といった時効障害事由を発生させることにより、権利行使の機会を確保することが可能となる点で、実務への影響があるといえます。

また、20年の期間が経過した後に被害者やその遺族などが被害の事実を知るなどした場合も、時効の援用に対する信義則違反や権利濫用法理により、被害者の救済を図ることが可能となります。

6 生命・身体への侵害による損害賠償請求権の消滅時効

(人の生命又は身体への侵害による損害賠償請求権の消滅時効)

第167条

人の生命又は身体への侵害による損害賠償請求権の消滅時効については、前条第1項第2号の規定の適用については、同号中「10年間」とあるのは、「20年間」とする。

(人の生命又は身体を害する不法行為による損害賠償請求権の消滅時効)

第724条の2

人の生命又は身体を害する不法行為による損害賠償請求権の消滅時効については、前条第1号の規定の適用については、同号中「3年間」とあるのは、「5年間」とする。

(1)改正の趣旨

改正民法167条は、「人の生命又は身体への侵害による損害賠償請求権」の時効期間について、客観的起算点から20年間、主観的起算点から5年間としました。

また、改正民法724条の2は、人の生命または身体を害する不法行為による損害賠償請求権の消滅時効についても、主観的起算点から5年間としました。

そのため、生命・身体への侵害の場合には、債務不履行による場合も不法行為による場合も、損害賠償請求権の消滅時効は一致することになりました。

(2)実務への影響

生命・身体を害する不法行為による損害賠償請求権については、従来、主観的起算点から3年間とされていた時効期間が5年間に延びた点で、実務への影響は大きいと考えられます。

また、債務不履行に基づく被害があるケースにおいて、被害等が顕在化しないまま20年近く経過したケースであっても保護されることになるため、生命・身体への侵害を受けた被害者の保護は、相当程度進むことになると考えられます。

7 経過措置

改正民法に関する経過措置は、附則で規定され、消滅時効に関するものは、附則10条及び35条に規定されています。

時効期間については、施行日前に債権が生じた場合については従前の例によるとされ(附則10条4項)、施行日以後に発生した債権に関して改正民法の適用がされることになります。

なお、「施行日前に債権が生じた場合」には、「施行日以後に債権が生じた場合であって、その原因である法律行為が施行日前にされたときを含む。以下同じ」(附則10条1項)とされています。

そのため、施行日前に締結された保証委託契約に基づき、施行日以後に代位弁済がなされて求償権が発生した場合や、施行日前に請負契約が締結され、施行日以後に業務の完成に伴い報酬債権が発生した場合などの時効期間は従前の例によることと考えられます。

なお、商行為に基づく債権の時効期間についても、「施行日前にされた商行為によって生じた債権」の時効期間は従前の例によるとされています(整備法4条7項)。

その他、時効障害事由の規定等に関する経過措置は附則10条2項及び3項に、不法行為による損害賠償請求権の消滅時効の規定等に関する経過措置は附則35条1項及び2項にご留意ください。